

事件番号 令和4年(ワ)第627号 暴行及び詐欺の損害賠償請求事件
原告 炭本 治之
被告 医療法人 会

原告から被告代理人あて事務連絡 氏について2

被告代理人 弁護士 様
広島地方裁判所 民事第1部合1ア係 御中

令和5年2月16日
原告 炭本 治之

連絡の趣旨

- (1) 氏は、「歯科医師」の国家資格を所有しているかどうか、
本人に確認したうえで、はい・いいえでご回答ください。
- (2)仮に「はい」との回答なら、
ご本人は、資格者証の原本を所有しているはずですから、
「歯科医師」資格者証原本のコピーを、裁判所と原告に提出してください。
- (3) 氏の本人確認できる書類のコピーを、
裁判所と原告に提出してください。
本人確認できる書類とは、運転免許証、健康保険の被保険者証などです。
生年月日、住所などが記載されているものです。

連絡の理由

- (1)「歯科医師」の国家資格について
Webで調べ、中国四国厚生局指導監査課(082-223-8209) 氏に確認したところ、
「歯科衛生士が歯周病検査するのは歯科医師法違反」との電話回答でした。
歯科医師法、歯科衛生士法、令和2、4年度歯科保険点数表を確認したところ、
確かに歯科医師法違反と確認できました。

「 氏は「女性・歯科医師としては登録がない」ことは、
厚生労働省のWebサイトで確認済みです。

https://licenseif.mhlw.go.jp/search_i_sei/

- (2)本人確認について
歯科業界では白衣を着ていても実際には国家資格は無資格の女性がいるそうです。
実際には無資格の助手なのに、国家資格の有資格者の名前を使って、
つまり「成りすまして」歯科業務に従事している女性がいるそうです。

診療当日に原告に歯周病検査した女性は、50歳くらいで小柄な体格でした
「その女性が本当に であるか」を確認する必要があります。
これについては当方では調べようがなく、本人に証明してもらおうしかありません。

以上